



4章

配慮が必要なお子さん・

医療的ケアが必要なお子さんの

申し込みについて



1 疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどがあるお子さんの申し込み

- お子さんについて、疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなど気になることがある場合には、保育園の申し込みの際に「◆健康状態調査書」を提出してください。記載内容について保育入園係から聞き取りをさせていただきます場合があります。
- 申し込み後にお子さんの健康状態に変化があった時は、速やかに保育入園係に連絡してください。（「◆健康状態調査書」と「子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」の提出も必要です。）
- 申し出がなく内定後の面接・健康診断で疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどが判明した場合は、内定した園の状況によっては受け入れができない可能性があります。
- 申し込み後に医療的ケア児となった場合は、医療的ケア児としての手続きが必要となります。また、登園開始が利用希望月の初日とはならない場合があります。
- 保育園での生活について配慮が必要な場合は、申し込み前に保育入園係の窓口にご相談ください。
- 保育園では、原則、薬のお預かり、与薬はできません。

2 医療的ケアが必要なお子さんの申し込み

主治医より集団保育が可能と判断されていることを前提として、医療的ケアが必要なお子さんの申し込みを受け付けています。医療的ケアの内容やお子さんの状況を確認させていただく必要があるため、**必ず申し込み前に保育入園係の窓口にご相談ください。**

通常の入園申込書類に加えて必要な書類がありますので、早めに相談にお越しください。申込締切日までに必要書類がそろわない場合は、受付ができません。なお、申し込みは保育入園係の窓口でのみ受け付けています。

①対象となるお子さん

保育の必要性があり、医療的ケアが必要で、入園にあたっての受入要件を満たすお子さん

受入の要件

- 主治医の意見書で保育園においての集団保育が可能と認められること。
- 家庭での生活において、入院して治療する必要がなく健康状態が安定していること。
- 日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立し、安定的な医療的ケアが行われていること。
- 病状や医療的ケアに関する情報が保護者と保育園の間で十分に共有でき、必要に応じて主治医と連携を図ることができること。

②実施施設

受け入れ可能な人数は各園原則1名までです。
詳しくは保育入園係にお問い合わせください。

③保育時間

保育園で保育を行う日と時間は主治医の意見を踏まえた上で、お子さんへの負担や保護者の状況、園の職員体制などを考慮し園長が決定します。

④実施可能な医療的ケアの例

- 喀痰吸引（口腔、鼻腔、気管切開部）
- 経管栄養（経鼻経管、胃ろう、腸ろう）
- 導尿
- 血糖測定（インスリン注射対応含む）
- ストーマ管理
- その他、主治医の指示のもと保育所において実施可能な処置

※実施可能な医療的ケアに該当しても、内容によって対応できない場合があります。

※医療的ケアのうち人工呼吸器による呼吸管理、酸素吸入については中央区立明石町保育園医療的ケア児専用保育室でのみ実施可能です。

⑤注意事項

- 日常的に他のお子さんから隔離をする必要がある場合、看護師による継続的な容態の観察や処置を必要とする場合、集団保育が不可能であると医師が判断した場合は原則として退園となります。（ただし、一時的な症状悪化によるもので、3カ月以内に回復の見込みがあると医師が診断した場合は休園することができます。）
- 医療的ケアに必要な医療機関に対する診療報酬、文書代などは、保護者の負担となります。また、園における医療的ケアの実施に必要な器具および消耗品などの用意、器具の洗浄・消毒、消耗品の破棄については、各家庭でご対応いただきます。
- 園は主治医が記入した指示書に基づき、保護者と手順・内容などを確認の上、医療的ケアを実施します。医療的ケアの内容、種類・量の変更があった場合には、保護者は医師に指示書の記入を依頼し、園にあらためて提出していただきます。（体調によって医療的ケアの内容を変えるなどの対応はできません。）
- 医療的ケアの内容によっては、登園開始が利用希望月の初日とはならない場合があります。
- 安全な園生活を送るため内定後、内定園と複数回の面談や主治医への同行訪問を行います。

⑥申し込みについて

申込書類

- P13～18に記載の保育園の申し込み書類
- ◆健康状態調査書
- 診断書
- 申込児童に関する意見書（主治医に記入してもらうもの）
- 医療的ケアに関する発達・生活状況

※「申込児童に関する意見書」「医療的ケアに関する発達・生活状況」は区様式で、事前相談時にお渡しします。申込締切日までに必要書類すべてをご提出ください。書類がそろわない場合は、受付ができません。

受付場所

中央区役所6階保育課保育入園係（午前8時30分から午後5時まで）

※電子申請や郵送、日本橋・月島・晴海特別出張所などでの申し込みは受け付けていません。必ず6階保育課保育入園係窓口にお越しください。

受付期間

通常の申し込み期間と同じです（P12①参照）。

※4月の入所申し込みは通常の申し込みと異なり、受付期間は1回目のみとなります。

※区立明石町保育園医療的ケア児専用保育室は受付期間が異なります（P59参照）。

注意事項

早朝・夜間のみの医療的ケアや体調がすぐれない時だけ行う医療的ケアが必要なお子さん等、申請時点で医療的ケアを行っているお子さんは、医療的ケア児としてのお申し込みが必要となります。



⑦入所までの流れ

事前相談・見学

※事前相談には受付期間の1カ月前を目途にお越しください。

- ・入園をご検討の方は事前に保育課保育入園係へご相談ください。手続きには約3カ月かかります。
- ・「医療的ケア児面接記録票」をもとに、お子さんの状況や医療的ケアの内容などを確認します。
- ・医療的ケア児の入所にかかる申込方法や留意点についてご案内させていただきます。
- ・事前相談の際に申し込みに必要な「申し込み児童に関する意見書」などの区指定書式の書類をお渡しいたします。
- ・園の環境や保育内容を理解していただくために、**園見学を必ず行ってください。**
- ・入園までの調整には時間がかかるため早めにご相談ください。

入所申し込み

- ・通常の申込書類に加えて事前相談時にお渡しした書類をご提出ください。
- ・申込締切日までに必要書類をすべてご提出ください。書類がそろわない場合は受付ができません。
- ・申し込みは保育入園係の窓口のみで受け付けています。

利用調整

区の利用調整基準に基づき利用調整を行います。

内定園での面接 同行訪問

- ・（面談①）内定後、園との面談を行います。面談で「医療的ケア指示書」をお渡しします。主治医の記入による指示書の提出を行います。
- ・（面談②）園が指示書を受け取った後、指示書の確認や家庭での医療的ケアの様子の聞き取りなどを行います。
- ・（同行訪問）園長、看護師などと一緒に主治医を訪問し入所後の園生活に向けて情報共有を図ります。
- ・（面談③）同行訪問後、主治医の意見を踏まえて園での対応について園と保護者で面談を行います。
- ・同意書を作成し、園で安全にお預りするための約束を確認します。

健康診断

- ・園医による健康診断を行います。

入所

- ・入所後、適宜お子さん・保護者に必要なフォローアップを行います。
- ・登園開始が利用希望月の初日とはならない場合があります。
- ・集団保育の中で安全に医療的ケアを行うことができるようにするため**慣れ保育は約1～2カ月かかります。**

4章

配慮が必要なお子さん・医療的ケアが必要なお子さんの申し込みについて

3 中央区立明石町保育園（医療的ケア児専用保育室）

明石町保育園では、日常的に医療的ケアが必要な2歳児以上（当該年度の4月1日現在の満年齢）のお子さんのうち、人工呼吸器による呼吸管理が必要なお子さん、医療的ケアが複合するお子さんなど、通常の認可保育施設でお預かりが困難なお子さんを専用の保育室でお預かりします。

詳細については区のホームページに掲載していますのでご参照ください。

保育園名	種別	所在地	定員	休園日
明石町保育園	区立	明石町12-1	3人	土・日・祝・年末年始※1

※1 年末年始は12月29日から1月3日までです。

医療的ケア児専用保育室



受付期間

●令和9年度4月入園の申し込み

受付期間：令和8年11月2日（月）から令和8年11月30日（月）まで

※4月の入所申し込みは通常の申し込みと異なり、受付期間は1回となります。

※4月の申し込みは10月中を目途に相談にお越しください。

●令和9年度5月以降入園の申し込み

利用希望月	受付期間
令和9年5月	5月利用は取り扱いません。
令和9年6月	令和9年3月1日（月）～3月31日（水）
令和9年7月	令和9年4月1日（木）～4月30日（金）
令和9年8月	令和9年5月6日（木）～5月31日（月）
令和9年9月	令和9年6月1日（火）～6月30日（水）
令和9年10月	令和9年7月1日（木）～7月30日（金）
令和9年11月	令和9年8月2日（月）～8月31日（火）
令和9年12月	令和9年9月1日（水）～9月30日（木）
令和10年1・2月	令和9年10月1日（金）～10月29日（金）
令和10年3月	3月利用は取り扱いません。

※土・日・祝日を除きます。

※通常の申し込みと期間が異なりますのでご注意ください。

※受付時間は、午前8時30分から午後5時です。

※電子申請や郵送、日本橋・月島・晴海特別出張所などでの申し込みは、受け付けていません。

必ず6階保育課保育入園係の窓口にお越しください。

4 章

配慮が必要なお子さん・医療的ケアが必要なお子さんの申し込みについて



4 居宅訪問型保育事業（障害児向け）

事業名(事業者名) 電話番号	障害児訪問保育アニー（特定非営利活動法人 フローレンス） (6811)0907
事業内容	①自宅保育型 障害・疾病などにより集団保育が著しく困難な児童を対象に、児童のご自宅に保育者が訪問し1対1で保育を提供します。 ②障害児保育園利用型 居宅訪問保育事業と児童発達支援事業を組み合わせた「障害児保育園ヘレン東雲」を併用します。
対象児童	●1～5歳児クラスで、保育の必要性があり、医療的ケアや疾病・障害などの程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められた児童（0歳児は要相談）。 ※「障害児保育園ヘレン東雲」では、主に中重度の肢体不自由児、知的障害児、重度の心身障害児（経管栄養・経鼻栄養・胃ろう・腸ろう・気管切開・人工呼吸器を必要とする児童を含む）が対象となります。対応の可否については、事業者にお問い合わせください。 ※「障害児保育園ヘレン東雲」を利用する場合は、バス送迎可能地域（入船、湊、明石町、築地、佃、月島、勝どき、豊海町、晴海）に居住の方のみが対象になります。
保育日	月～金曜日（祝日、年末年始を除く。）
保育時間	午前8時～午後6時の間で8時間以内
注意事項	●事前に事業者において預かりが可能であるかをご確認の上、事業の利用について区にご相談ください。 ●申込方法については、認可保育所の規定に準じます。 ●保護者は、事業者と直接利用契約を結びます。 ●交通費は毎月事業者へ直接お支払いください。交通費については、区の補助制度があります。（月上限20,000円か実費額の2/3のいずれか低い方） （補助制度の問い合わせ先：保育課保育給付係 03-3546-5422）

4章

配慮が必要なお子さん・医療的ケアが必要なお子さんの申し込みについて